

～ 新型コロナウイルス感染防止に向けた ～

熱海市総合福祉センター施設利用について

令和4年9月時点

熱海市総合福祉センターの利用再開に伴い、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化のリスクが高い高齢者や、基礎疾患を有する方が多く利用する当施設について、感染拡大防止の観点から、施設利用者をお願いしたい事項について示したものです。

本書を遵守いただき、施設の御利用をお願いいたします。

1. 基本的な感染予防対策

- (1) 次に当てはまる場合は、利用を控えてください。
 - ・発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状があるなど体調不良の場合
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域から帰国・入国し、自宅等待機期間中である方
- (2) 利用日当日に、ご自宅等で必ず検温をしてください。
- (3) 当施設内においては、必ず不織布マスクを着用してください。
- (4) 当施設入館時及び各施設入退室の際は、出入口に設置されている検温機及び消毒液で手指を消毒してください。
- (5) 施設利用中は、大きな声での会話等は行わないでください。また、会議・研修などの利用の際は、3密（新しい生活様式）を注意して極力短時間で行ってください。
- (6) 施設利用中は、他の人と極力2 m以上の距離を開けるとともに、不要な接触は控えてください。
- (7) 施設の貸出備品等は、施設管理者で適宜消毒清掃しますが、個人的に消毒液を持参して消毒清掃していただくことは問題ありません。
- (8) 施設を利用するに当たり、「新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」の内容について、同意のサインと、その日の参加者の体温を記載し、当施設受付窓口に提出してください。（※健康チェックリスト）
- (9) 施設利用中は、冷暖房空調機を使用するとともに、窓等を開けて常に換気を行ってください。

2. 各施設の利用制限

(1) フリースペース【無料】

以下については、ソーシャルディスタンスを確保した使用人数に限る。

- ア ボランティアサロン（4階）
- イ 娯楽室（4階）
- ウ 多目的ホール（3階）

(2) 貸出施設【有料】

	通常時		制限時
ア 体育室（6階）	複数使用	⇒	20名程度
イ 活動室（6階）	16名	⇒	12名まで
ウ 視聴覚室（6階）	24名	⇒	18名まで
エ 集会室（5階）	24名	⇒	18名まで
オ 和室（4階）	44名	⇒	22名まで
カ 大広間（3階）	140名	⇒	70名まで

3. その他

- (1) 感染防止対策のため本書を作成したため、記載事項を遵守いただけない場合は、利用を中止させていただくことがあります。利用中止となった場合の貸出施設（有料）の利用料金については、原則返金いたしませんので御了承ください。
- (2) 施設使用後、新型コロナウイルス感染症検査において陽性が判明した場合は、速やかに施設管理者に報告を行ってください。
- (3) 利用者から取得した情報については、必要に応じ保健所等の公的機関に提供する場合があります。
- (4) 国及び静岡県の対処方針等が修正された場合は、その内容を踏まえ本書については適宜見直しを行います。

熱海市総合福祉センター館長
健康福祉部長寿介護課内
連絡先 0557-86-6321